

平成23及び平成24年度

農林水産省地方農政局一般競争（指名競争） 参加資格審査申請手引

（ 建設工事 ）

東北農政局	
〒980 - 0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎 電話：（022）263-1111（大代表）
関東農政局	
〒330 - 9722	さいたま市中央区新都心2 - 1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：（048）740 - 0535
北陸農政局	
〒920 - 8566	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 電話：（076）263 - 2161（大代表）
東海農政局	
〒460 - 8516	名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 電話：（052）201 - 7271（大代表）
近畿農政局	
〒602 - 8054	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 電話：（075）451 - 9161（大代表）
中国四国農政局	
〒700 - 8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 電話：（086）224 - 4511（大代表）
九州農政局	
〒860 - 8527	熊本市三の丸1番2号 熊本合同庁舎 熊本市春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎 電話：（096）353 - 3561（大代表） 211 - 9111

ご 注 意

農林水産省競争参加資格審査の種類について

この手引は、各地方農政局が行う、平成23・24年度の建設工事（または、測量・建設コンサルタント等業務）を対象とした農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請に関する手引です。

農林水産省が行う競争参加資格の審査は、地方農政局以外にも複数の部局（大臣官房経理課、林野庁等）において実施しており、それぞれの資格審査において、申請書の提出窓口、申請書類の様式や提出内容、受付の期間が異なりますのでご注意ください。（下表参照）

詳しくは、農林水産省のホームページ（以下のURL）より、ご確認ください。

http://www.maff.go.jp/j/supply/sanka_sikaku/index.html

発注機関	資格審査名称	取扱機関
農林水産省大臣官房経理課等	農林水産省競争参加資格審査	農林水産省大臣官房経理課
農林水産省森林管理局	農林水産省森林管理局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各森林管理局
農林水産省地方農政局	農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査	農林水産省各地方農政局

農林水産省大臣官房経理課、林野庁（国有林野事業特別会計を除く。）、水産庁、動物検疫所、動物医薬品検査所、農林水産研修所、農林水産政策研究所、北海道農政事務所

窓口受付（地方農政局）により申請する場合の注意事項

各地方農政局の庁舎は、セキュリティ強化を目的にICゲートが設置されております。入退館手続き時には身分証等（社員証、免許証、保険証、パスポート等）で身分確認をさせていただいておりますので、来館の際には忘れずに身分証等をご持参いただくようお願い致します。

目 次

〔 1 〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

1. 公示日及び場所	1
2. 受付期間	1
3. 受付場所	2
4. 受付する契約の業種区分	2
5. 申請上の留意事項	3
6. 申請書及び添付書類の作成方法	3
7. 納税証明書（写し可）の提出	10
8. 委任状の提出	10
9. 申請書提出後の変更等の届出	10

〔 2 〕 記載例

〔 3 〕 申請書様式等

様式 1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	[必須]
様式 2	営業所一覧表	[必須]
様式 3	業態調書	[必須]
様式 4	共同企業体等調書	[任意]
資料 1 - 1 ~ 1 - 3	納税証明書（写し可） （法人税・消費税及び地方消費税又は所得税・消費税及び地方消費税）	[必須]
資料 2	総合評定値通知書の写し （平成 21 年 6 月 30 日以降通知のもの）	[必須]
資料 3	経常建設共同企業体協定書の写し（別添協定書例を参照）	[任意]
資料 4	申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で申請時において合併後 5 年未満の場合には当該事実を証明する書類（合併契約書等の写）	[任意]
資料 5	委任状（別添委任状様式を参照）	[任意]

- ・ [必須] と記されている様式等は、必ず提出して下さい。
- ・ 資料 1・資料 2 については、申請者が用意する書類です。
- ・ 様式 4・資料 3 は、共同企業体として申請する場合に必ず提出して下さい。
- ・ 資料 4 は、申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で、申請時において合併後 5 年未満の場合には必ず提出してください。
- ・ 資料 5 は、代理人による申請をする場合には必ず提出して下さい。

〔 1 〕 一般競争及び指名競争参加資格審査申請受付要領

平成 23 年度及び平成 24 年度における各地方農政局が発注する建設工事の契約に係る一般競争及び指名競争参加資格の審査申請の受付は、下記により行います。

記

1. 公示日及び場所

平成 22 年 11 月 1 日（月）

各地方農政局（東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州）各地方農政局管内各事業（務）所

2. 受付期間

1) インターネット一元受付を利用し申請する場合

ア. パスワード申請申込期間

平成 22 年 11 月 1 日（月）～平成 22 年 11 月 30 日（火）

イ. 入力プログラムのダウンロード期間

平成 22 年 11 月 1 日（月）～平成 23 年 1 月 14 日（金）

ウ. 申請用データ受付期間

平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 23 年 1 月 14 日（金）

2) 各地方農政局に提出する場合

平成 22 年 12 月 15 日（水）～平成 23 年 1 月 31 日（月）

3) 各地方農政局管内事業（務）所に提出する場合

平成 22 年 12 月 15 日（水）～平成 23 年 1 月 14 日（金）

4) 郵送による場合（**書留郵便**で郵送願います。）

受付期間 平成 22 年 12 月 1 日（水）～平成 23 年 1 月 14 日（金）

（平成 23 年 1 月 14 日の消印有効）

送付先 **各地方農政局整備部設計課経理係**

郵送による場合は、別添受付通知票（はがき）に切手を貼付し表に返信先を記載して、必ず申請書類とともに提出してください。

なお、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがあります。

注)・土曜日、日曜日、祝休日及び平成 22 年 12 月 29 日（水）から平成 23 年 1 月 3 日（月）までは受付を行いませんので、ご注意願います。

・締切日の前 1 週間程は特に混雑が予想され申請手続きに長時間を要することがありますので、なるべく早めに申請していただけるようご協力をお願い致します。

・今回の受付期間以外にも**随時受付**を行いますが、各地方農政局における資格取得が遅れますので了承願います。（随時受付は、原則として当月とりまとめて翌月中に資格の認定を行います。また、年度替わり前の 2 月又は 3 月受付分については、さらに遅れます。）

3. 受付場所

1) 各地方農政局整備部設計課経理係

内線番号(東北・4150、関東(048-740-0535)、北陸・3522、東海・2614、
近畿・2516、中国四国・2620、九州・~~4614~~
4719)

本社(店)が所在する地方農政局管内の窓口へ提出して下さい。(全農政局への登録を行うことができます。)

2) 各地方農政局管内事業(務)所

注)・各地方農政局の所在地及び電話番号については、表紙を参照して下さい。

- ・管内各事業(務)所の受付場所については、別紙管内地方受付場所一覧表を参照して下さい。
- ・地方農政事務所、統計・情報センターでは、受付いたしませんのでご注意下さい。

4. 受付する契約の業種区分

受付する契約の業種区分は、次のとおりです。

コード番号	業種の区分	内 容
01	土木一式工事	土木工事業
02	建築一式工事	建築工事業
08	電気工事	電気工事業
09	管工事	管工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13	ほ装工事	ほ装工事業
17	塗装工事	塗装工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
24	さく井工事	さく井工事業
99	その他工事	大工工事業 左官工事業 とび、土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業

* 99 その他工事 大工工事業 以下の工種(大工工事業から清掃施設工事業まで)は、全て「99その他工事」に含まれますので注意してください。

5. 申請上の留意事項

- 1) 申請書の提出部数は1部です。(本社(店)が所在する地方農政局に提出して下さい。各局の管轄する都府県は、下表のとおりです。)

局名	管轄区域
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

地方農政局に対する資格審査ですので、北海道及び沖縄県は管轄区域外となります。

申請者の本社(店)が北海道に所在する場合にあっては東北農政局へ沖縄県の場合にあっては九州農政局へそれぞれ提出して下さい。

- 2) 申請書は、必ず本社(店)名で提出して下さい。
- 3) 申請書の定期受付けは隔年制となっておりますので、申請漏れがないように注意して下さい。
- 4) 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日(但し、「営業所一覧表」については申請日現在)とします。
- 5) 提出する書類は、**綴り紐又はホチキス**で綴じて下さい。
- 6) 申請書への記載は、黒字ボールペンで記入願います。
- 7) 申請書類に用いる文字はJIS第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に置き換える事。

6. 申請書及び添付書類の作成方法

- 1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)

ア. この様式については、本社(店)についてのみ記載して下さい。

記入事項は、全て左詰めで記載して下さい。

印については、記載しないで下さい。

イ. 「01 新規・更新」欄については、該当する申請区分の番号(1又は2)に を付けて下さい。
 なお、新規とは、当局に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回(平成21・22年度)の申請を行っていない場合をいいます。

ウ. 平成21・22年度の資格審査申請を行い登録実績がある場合は、「前回受付番号」欄に各地方農政局長より送付のあった資格確認通知書の受付番号を必ず記載して下さい。

エ. 「04 建設業許可番号」欄については、許可を受けている建設業の許可番号を総合評価値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいいます。今回については、平成21年6月30日以降を審査基準日とする総合評価値通知書)から転記して下さい。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

シ.「17 外資状況」については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に 印を付すとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載して下さい。

なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

ス.「18 営業年数」欄には、申請日直近の総合評定値通知書に表示されている営業年数を右詰めで記載して下さい。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記載して下さい。

セ.「19 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載して下さい。

ソ.「20 完成工事高」

・「年間平均完成工事高」については、金額の記載は不用です。

01	土木一式工事	02	建築一式工事	08	電気工事	09	管工事
11	鋼構造物工事	13	ほ装工事	17	塗装工事	20	機械器具設置工事
22	電気通信工事	24	さく井工事	99	その他工事		

「99 その他工事」には、上記に示す「01 土木一式工事」～「24 さく井工事」以外の工種区分となります。

・「申請を希望する部局」については、01～07欄に以下の分類により希望する部局の欄に「 」を記載して下さい。

なお、申請できる工種は、建設業法の許可を受けており、かつ、総合評定値通知書で通知を受けている業種に限られます。

01	東北農政局	02	関東農政局	03	北陸農政局	04	東海農政局
05	近畿農政局	06	中国四国農政局	07	九州農政局		

2) 営業所一覧表（様式2）

記載対象は、本社（店）及び、常時契約を締結する支店等営業所の登録となりますので、ここに記載する支店等営業所は、希望する部局と契約が出来ることを確認のうえ記載して下さい。

（本社（店）の「契約営業所名称」「郵便番号」「所在地」「電話・FAX番号」欄については、記載不要です。）

・「建設業許可業種」（上段）の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する総合評定値通知書で通知を受けた建設業許可業種の欄に 印を付けて下さい。

・「営業区域」（下段）の欄には、「契約営業所名称」欄に記載した営業所に対応する「営業区域」を下記の都府県コードから選び記載して下さい。

- * 「営業区域」欄の記載については、本社(店)、支店等営業所の都府県コード番号は重複することができます。また、「営業区域」欄に都府県コード番号を記載する必要がない支店等営業所については、記載不要です。

コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名	コード	都府県名
00	全国	10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県
		11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
02	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
03	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
04	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
05	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
06	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
07	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県		
08	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
09	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		

- ・更新業者の営業所記載順序に関しては、前回申請を行った順番と同じ順序で記載して下さい。
前回申請時の営業所記載順序が不明な場合には、受付窓口までお越しいただければ、後ほど郵送にて前回の営業所記載順序が記された書類を送付いたします。なお、送付の際の切手代は別途申し受けます。
- ・営業所が閉鎖された場合には、営業名称のみを記載し、所在地に“閉鎖”と記載して下さい。

<例>

営業所名称	所在地										
埼玉営業所	閉	鎖									

- ・今回申請を行わない営業所の場合には、営業名称のみを記載し、所在地に“今回は申請しない”と記載して下さい。

<例>

営業所名称	所在地										
群馬営業所	今	回	は	申	請	し	な	い			

- ・営業所が統合された場合には、閉鎖される営業所については、営業名称のみを記載し、所在地に統合され、存続する営業所名称を記載して下さい。

<例> 埼玉営業所に大宮営業所を統合(埼玉営業所が存続する)

営業所名称	所在地										
埼玉営業所	埼	玉	県	川	越	市	石	原	町	・	・
大宮営業所	埼	玉	営	業	所	に	統	合			

- ・営業所が新設された場合には、営業所一覧の最後に追加して下さい。
別添の様式2の記入例も参照下さい。

3) 業態調書(様式3)

ア.「営業所等の役職者名」の「役職名・氏名」及び「ISO取得状況」欄については、以下に従い記載して下さい。

- ・「役職名・氏名」欄については、営業所一覧表(様式2)の補足事項を記載するもので、番号はそれぞれ営業所一覧表(様式2)の番号に対応しています。支店等営業所の契約者の役職と氏名を記載し、姓と名は1コマ空けて左詰めに記載して下さい。

(番号00:本社(店)における「役職名」「氏名」欄については記載しないで下さい。)

- ・「ISO取得状況」欄については、ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得年月日を、本社(店)、支店等営業所毎に記載して下さい。(本社(店)で、支店等営業所の認証も含めて取得されている場合は、本社(店)の認証取得年月日と同じ年月日を支店等営業所欄に記入して下さい。)

イ.「一般土木工事における希望工種」について、各地方農政局の**一般土木工事への競争参加資格を希望する場合**、下表の工種に限り希望順位を記載していただくこととしておりますので、次の記載例により記入して下さい。なお、この内容は工事希望型競争入札の技術資料の提出を求める者の選定において参考とするものですが、希望順位が最優先されるものではなく、不誠実な行為の有無や技術的等総合的な検討により行われるものです。

希望しない工種がある場合は無記入として下さい。

希望工種	工事内容
(1) 用排水路・河川	用水路及び排水路、用排兼用水路の新設・改修工事 河川における頭首工、築堤、護岸、根固め工事
(2) 管水路・畑かん施設	既製管及びこれに類する既製品を用いる水路工事 樹枝状管網方式及びこれに類する畑かん施設の工事
(3) 圃場整備・農用地造成	農地の区画整理工事及び農用地造成工事
(4) トンネル	トンネルの新設・改修工事
(5) 農道	道路の新設・改修工事

<例>

関東農政局と北陸農政局に土木一式工事の申請をし、希望順位を下表とする場合

申請局	希望順位	希望工種
関東農政局	1	(2) 管水路・畑かん施設
	2	(5) 農道
	3	(1) 用排水路・河川
北陸農政局	1	(5) 農道
	2	(3) 圃場整備・農用地造成
	3	(1) 用排水路・河川
	4	(2) 管水路・畑かん施設
	5	(4) トンネル

上記の場合に様式3の「一般土木工事における希望工種」に記載する例

希望工種	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四	九州
(1)用排水路・河川		3	3				
(2)管水路・畑かん施設		1	4				
(3)圃場整備・農用地造成			2				
(4)トンネル			5				
(5)農道		2	1				

ウ。「資格者等数値」の「農業部門専門技術職員数」の各欄については、以下による範囲に従い当該職員数を記載して下さい。

- ・「技術士補(農業部門)」とは、技術士法(昭和32年法律第124号)による技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木を選択した者をいいます。
- ・「畑地かんがい技士」及び「同技士補」とは、(社)畑地農業振興会が認定した者をいいます。

4) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しでも差し支えありません。

5) 共同企業体

一つの発注機関における同一工事種別内での単体企業と、当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は出来ません。

ただし、経常建設共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業として登録されていることが必要となりますので、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、単体企業としての登録を取り下げる旨を明らかにしたうえで申請することになります。

具体的には単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体を同時に申請する場合は、経常建設共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下げるものとします。」と記載するものとします。

また、単体企業として登録を受けた後に経常建設共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、登録を取り下げる旨の届出(変更届)を添付するものとします。

申請者は共同企業体の代表となる業者とします

ア. 1) ~ 5) の書類を各記載要領の他、以下により提出して下さい。

1) について

- ・「04 建設業許可番号」欄については、**代表となる業者の許可番号**を記載して下さい。
- ・商号又は名称は共同企業体のものを記載して下さい。
- ・経常建設共同企業体の名称は、経常建設共同企業体協定書(様式は別添経常建設共同企業体協定書例を参考に作成して下さい。)に記載された名称を記載して下さい。

<例>

なお、組合員である建設業者（経営事項審査を受けている者）のうちから最大 10 社の審査対象者のものも考慮して審査を行います。

1) ~ 5) の記載要領を参照の上、以下の書類を提出して下さい。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）・・・・・・様式 1

営業所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

業態調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3

共同企業体等調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4

この様式に組合と審査対象者の総合評定値通知書をもとに数値を転記して下さい。

審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

役員名簿

組合員名簿

7) 外国事業者が申請する場合の提出書類等

ア．申請書の「08 住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載して下さい。

イ．申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号に無い場合には、略号の記載は不要です。

ウ．提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付して下さい。

エ．申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載して下さい。

7．納税証明書（写し可）の提出

直前1年間における法人税又は所得税及び消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署が発行する証明書を提出して下さい。（但し、申請書提出前3ヶ月以内に発行されたものを有効とします。）

なお、納税証明書の添付がなされていない場合には申請書を受理出来ません。

8．委任状の提出（任意様式）

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出して下さい。（正本を提出して下さい。）

9．申請書提出後の変更等の届出

申請書提出後、その内容に変更が生じたときは、速やかに下記により変更届を必ず提出して下さい。

なお、変更届には、**受付番号を明記の上、別紙「競争契約参加資格審査申請書変更届」により本社(店)が所在する地方農政局(本局)の担当窓口(資格審査申請書の提出先と同じ)へ1部提出して下さい。**

(郵送可)なお、代理人による申請変更をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出して下さい。（正本を提出して下さい。）

記

変 更 事 項	添 付 書 類
建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の廃業等に該当することとなったとき	当該事項変更届 登記事項証明書（写）等
住所、商号又は名称及び代表者の氏名を変更した場合（必ずフリガナを付けてください。）	当該事項変更届 登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ 住民票（写） ＜個人の場合で住所の変更の場合＞ 戸籍謄本（又は抄本）（写） ＜個人の場合で氏名の変更の場合＞
個人企業より法人組織に変更した場合及び法人組織を変更した場合	当該事項変更届 登記事項証明書（写） 許可証明書（写）
電話番号等を変更した場合	当該事項変更届
許可・登録等の状況について変更があった場合	当該事項変更届 許可・登録等の証明書（写）
営業所等の名称、代表者、所在地及び電話番号等に変更があった場合	当該事項変更届
営業所、申請希望部局等を追加申請する場合	当該事項変更届 様式1（2）、様式2、様式3

資格認定後に総合評定値を再審査されても申請局への提出は必要ありません。

資格認定後、以下の手続等が必要となります。

1. 営業所一覧表（様式2）に支店等営業所の記載がある場合は、資格確認通知書を発行した局に対して、委任状（2ヶ年分）の提出（別添委任状様式参照）が必要です。
2. 電子入札参加には、電子証明書（ICカード）の取得等が必要となります。

・問い合わせ先：電子入札センター

T E L 048-254-6031（9:00～12:00、13:00～16:00 土日祝祭日を除く）

F A X 048-254-6041

e-mail help@maff-ebic.go.jp

郵送による場合のみ

< 建設工事 >

受 付 通 知 票

[表面]

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">切 手</div>	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>
<p>市 町 - -</p> <p>(株) 建設 御中</p>	

[裏面]

注) 裏面を官製はがき等に貼付又は複写して提出して下さい。

< 建設工事 >			
<input type="checkbox"/>	<p>競争参加資格審査申請書受理</p> <p>貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、確かに受領しましたので通知します。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>競争参加資格審査申請書不受理</p> <p>貴社から送付された競争参加資格審査申請書については、書類の不備、誤記等があったため、受理できません。 平成 年 月 日 までに申請内容について説明できる方が申請書類の郵送先の地方農政局整備部設計課へ来庁（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の上補正するか、又は正規書類を郵送してください。 所定の期間内に申請内容について補正していただかないと、競争参加資格の認定はできなくなりますので、ご注意ください。</p> <p>受付番号 _____</p> <p>不受理事由 納税証明書（不足） 競争参加資格審査申請書（不備・不足） 営業所一覧表（不備・不足） 業態調書（不備・不足） その他</p>		
[]		
	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">確認 印</td> <td style="width: 100px; height: 40px;"></td> </tr> </table>	確認 印	
確認 印			

〔 2 〕 記 載 例 （ 建 設 工 事 ）

〔 2 - 1 〕 記 載 例 （ 建 設 工 事 - 単 体 企 業 ）

様式 1

申請を更新される方は、必ず前回受付(21・22年度登録番号)番号を記載して下さい。

01	1:新規
	2:更新

02受付番号	
前回受付番号	021534

03 業者コード	
04 建設業許可番号	00-001234

申請者	06適格組	平成 年 月 日
05の規模	合証明	第 号

該当する番号に をして下さい。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

平成23年度及び平成24年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 23 年 1 月 21 日

提出年月日を記載してください。

関東農政局長 殿

都道府県から住所を記載して下さい。

07 本社(店)郵便番号

3	0	0
---	---	---

9	7	2	2
---	---	---	---

フリガナ

サイ	タ	マ	ケン	サイ	タ	マ	シ	チュウ	オウ	ク	シ	ン	ト	シ	ン
----	---	---	----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---	---	---	---

08 本社(店)住所

埼	玉	県	さ	い	た	ま	市	中	央	区	新	都	心	2	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

フリガナ

チ	ヨ	ダ	ケ	ン	セ	ツ
---	---	---	---	---	---	---

09 商号又は名称 (株)千代田建設

営業担当ではなく、申請事務の担当者を記載して下さい。

10 役職 代表取締役 姓と名の間は、1文字空けて下さい。(フリガナを含む。)

フリガナ

オ	オ	ミ	ヤ	タ	ロ	ウ
---	---	---	---	---	---	---

代表者氏名 大宮 太郎

印

担当者のものではなく、本社(店)の電話及びFAX番号を記載して下さい。

フリガナ

オ	オ	テ	シ	ロ	ウ
---	---	---	---	---	---

担当者氏名 大手 次朗

12 本社(店)電話番号 048-6000-0600

担当者電話番号 048-6000-0600

(内線番号 350)

審査基準日における雇用期間を特に「限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載して下さい。

14 本社(店)FAX番号 048-6000-0624

メールアドレス knourlin@sepla.ocn.ne.jp

16 申請代理人 申請代理人 郵便番号

申請日直近の総合評定値通知書に表示されている営業年数を右詰めで記載して下さい。

申請代理人 住所

申請代理人 氏名

印 申請代理人 電話番号

17 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	4 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

18 営業年数 45年

19 総職員数 1234

(人)

欄については、記載しないこと。(以下同じ)

〔 2 - 2 〕 記 載 例 （ 建 設 工 事 - 経 常 建 設 共 同 企 業 体 ）

様式4(1)

受付番号

業者コード

共同企業体等調書(その1)

建設工事の種類	技術職員数(1級)の人数を転記して下さい。					技術職員数(2級)の人数を転記して下さい。					合計								
	1級		1級(講習受講)		or計	2級		2級		or計	その他		or計		合計				
01 土木一式工事	1	0	5				1	5	2		3	8	3	1				4	6
02 建築一式工事	2	3			5			1	1	2	1	3				1	8		
08 電気工事																			
09 管工事																			
11 鋼構造物工事																			
13 ほ装工事	5	1	0			1	5			3		3					1	8	
17 塗装工事																			
20 機械器具設置工事																			
22 電気通信工事																			
24 さく井工事																			
99 その他工事																			
合計	1	7	1	8			3	5	3	4	1	3	4	7				8	2

技術職員数(1級)の合計人数を記載して下さい。

技術職員数(2級)の合計人数を記載して下さい。

全技術職員数の合計人数を記載して下さい。

項目	建設工事の種類	区分	or計	数値	点数	合計	評点
X 1	01 土木一式工事	年間平均完成工事高(千円)	64,000	33,000			
	02 建築一式工事			24,000			
	13 ほ装工事		50,000				
Z	01 土木一式工事	年間平均元請完成工事高(千円)					
	02 建築一式工事						
	13 ほ装工事						

各構成員の年間平均完成工事高の金額(単位:千円)を総合評価値通知書の「完成工事高」の「3年平均」から転記して下さい。

各構成員の年間平均元請完成工事高の金額(単位:千円)を総合評価値通知書の「元請完成工事高」の「3年平均」から転記して下さい。

総合評価値通知書に記載された自己資本額及び利益額を転記して下さい。

総合評価値通知書に記載された経営状況評点(Y)を転記して下さい。

総合評価値通知書に記載されたその他の審査項目評点(W)を転記して下さい。

経常建設共同企業体と単体の同時工種登録は出来ないため、余白に単体の登録を取り下げる旨の表示が必要です。

項目	区分	or計	数値	点数	合計	評点	
X 2	自己資本額(千円)						
	利益額(千円)						
Y	経営状況(評点)	2	0	7	1	7	8
W	その他の審査項目(評点)	1	8	4	1	0	3

経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下げるものとします。

〔 2 - 3 〕 記 載 例 (変 更 届 - 共 通)

競争契約参加資格審査申請書変更届 (建設工事) 測量・建設コンサル

申請をしてある業種及び申請局を で囲んで下さい。

平成23年8月9日

提出年月日を
忘れずに記入
して下さい。

関東農政局長 殿

複数局に申請してある場合であつても、本社(店)が所在する地方農政局長あてのみの提出で可。

地方農政局より送付のあつた資格確認通知書にある受付番号を記載してください。

代理人による申請を行う場合は、申請代理人の住所、氏名を記載して下さい。

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州
受付番号 020001
住所 〒330-9722

埼玉県さいたま市北袋町1-21-2

商号又は名称 大宮建設(株)

代表者氏名 浦和次朗

(担当者氏名) 与野三郎

印

代理人による申請を行う場合は、代表者印は不要です。

申請代理人

住所 〒100

東京都中央区日本橋小伝馬町1-2-3

氏名 田中農水

印

下記のとおり変更があつたので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後
<p>変更事項の変更前及び変更後の記載例は次ページを参考にして下さい。</p>		

変更事項をわかりやすく記載し、変更事項が決定次第早急に提出して下さい。

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

登記簿謄本の写し

記載要領

- 申請部数は登録業種(建設工事、測量・建設コンサルタント等)別に1部とし、本社(店)が所在する地方農政局(本局)の担当窓口へ提出願います。(郵送可)
- 登録されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量・建設コンサルタント等)に 印を付すこと。
- 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に 印を付すこと。
- 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照して下さい。

変更事項の変更前及び変更後の記載例

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
<p>例 1 . 代表者及び支店長が変更した場合 (代表者が変更した場合は、<u>新代表者氏名にフリガナを記入すること。</u>)</p>			
代表者氏名及び役職	代表取締役 加賀 公一	代表取締役社長 <small>フジマ ユウジ</small> 輪島 功二	H19.6.27
受任者の変更	名古屋支店 支店長 鈴木 一朗	執行役員支店長 豊田 史郎	H19.6.27
<p>例 2 . 本社及び支店の住所が変更した場合 (本社の住所が変更した場合は、<u>新住所にフリガナを記入すること。</u>)</p>			
本社の住所	〒 - 東京都千代田区霞が関 -	〒 - <small>トウキョウウトチュウオウクニホンバシ</small> 東京都中央区日本橋 -	H19.8.1
支店の住所	名古屋支店 〒 - 愛知県名古屋市中区 -	〒 - 愛知県名古屋市東区 町 -	H19.8.1

〔 3 〕 申 請 書 様 式 （ 建 設 工 事 ）

注）申請に当たっては、この冊子の用紙をお使い下さい。

なお、必要に応じてこの用紙を適宜複写し使用して下さい。

様式 1

01	1: 新規	02受付番号							
	2: 更新	前回受付番号							

03 業者コード									
04 建設業許可番号		—							

申請者		06適格組	平成	年	月	日
05の規模		合証明	第			号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

平成 2 3 年度及び平成 2 4 年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日
 農 政 局 長 殿

07 本社（店）郵便番号

フリガナ

08 本社（店）住所

フリガナ

09 商号又は名称

10 役 職

フリガナ

代表者氏名

印

フリガナ

11 担当者氏名

12 本社（店）電話番号

13 担当者電話番号

（内線番号 ）

14 本社（店）F A X 番号

15 メールアドレス

16 申請代理人 申請代理人 郵便番号

申請代理人 住 所

申請代理人 氏 名 印 申請代理人 電話番号

17 外 資 状 況

1 外国籍会社 [国名：]	2 日本国籍会社 [国名：] (外資比率： 1 0 0 %)	3 日本国籍会社 [国名：] [国名：] (外資比率： %)
-------------------	---------------------------------------	--

18 営業年数 年

19 総職員数

(人)

欄については、記載しないこと。(以下同じ)

様式1(2)

受付番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業者コード																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

20	競争参加資格 希望工種区分	年間平均完成工事高 (千円)	申請を希望する部局							合計										
			01	02	03	04	05	06	07											
			東北局	関東局	北陸局	東海局	近畿局	中四局	九州局											
完成工事高	01	土木一式工事																		
	02	建築一式工事																		
	08	電気工事																		
	09	管工事																		
	11	鋼構造物工事																		
	13	ほ装工事																		
	17	塗装工事																		
	20	機械器具設置工事																		
	22	電気通信工事																		
	24	さく井工事																		
	99	その他工事																		
		その他																		
	合計																			

(注) 年間平均完成工事高欄については、記載不用。

様式4(1)

受付番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

業者コード														
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

共同企業体等調書(その1)

建設工事の種類	技 術 職 員 数																				合 計						
	1 級					1 級 (講習受講)					基 幹					2 級						その他					
					or計					or計					or計					or計						or計	
01 土木一式工事																											
02 建築一式工事																											
08 電気工事																											
09 管工事																											
11 鋼構造物工事																											
13 ほ装工事																											
17 塗装工事																											
20 機械器具設置工事																											
22 電気通信工事																											
24 さく井工事																											
99 その他工事																											
合 計																											

項目	建設工事の種類	区 分					or計	数値	点数	合計	評点
X 1	01 土木一式工事	年間平均完成工事高(千円)									
	02 建築一式工事										
	13 ほ装工事										
Z	01 土木一式工事	年間平均元請完成工事高(千円)									
	02 建築一式工事										
	13 ほ装工事										

項目	区 分					or計	数値	点数	合計	評点
X 2	自己資本額(千円)									
	利 益 額(千円)									
Y	経 営 状 況(評点)									
W	その他の審査項目(評点)									

経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下げるものとします。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

平成 年 月 日

農 政 局 長 殿

登録部局名 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

受付番号

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名

（担当者氏名）

印

申請代理人

住 所 〒

氏 名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合はフリガナを付すること。

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に1部とし、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
2. 登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に 印を付すこと。
3. 「登録部局」の欄には、既に登録されている局名に 印を付すこと。
4. 「受付番号」の欄には、資格確認通知書等に記載された受付番号を記載すること。
5. 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引」を参照して下さい。

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は平成 年 月 日までとする。但し、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社 代表取締役

県 市 町 番地
建設株式会社 代表取締役

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社 代表取締役 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある

場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。但し、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規程により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通
に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

県 市 町 番地
建設株式会社
代表取締役 印

県 市 町 番地
建設株式会社
代表取締役 印

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

農林水産省 農政局発注に係る下記工事については、 經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。但し、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | | | |
|---|-------|--------|-------------|
| 1 | 工事の名称 | 農林水産省 | 農政局発注に係る全工事 |
| 2 | 出資の割合 | 建設株式会社 | % |
| | | 建設株式会社 | % |

建設株式会社外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成 年 月 日

經常建設共同企業体

代表者	建設株式会社	
	代表取締役	印
	建設株式会社	
	代表取締役	印

注) 2以上の農政局へ申請する場合は 地方と記入し、1農政局へ申請する場合は当該農政局名を記入すること。
共同企業体協定書の写しとともに、この「 經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを提出すること。
出資の割合は、工事単位で変更することができるものとする。
なお、変更する場合は、 に当該農政局名を記入し、工事の名称欄に当該工事名を記入したこの「 經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書」の写しを入札時に再度提出すること。

(資料 1 - 1)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3)・・・個人、法人兼用

(未納の税額のないことの証明)

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税 で未納の税額がないこと
の証明を所轄税務署において受けて下さい。

納税証明書

(その 3・未納税額の無い証明用)

住所 (所在地)

氏名 (名称)

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官

印

(資料1 - 2)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)・・・法人の場合
(「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所(所在地)

氏名(名称)

代表者

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以下余白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料 1 - 3)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 3 の 2) ・ ・ ・ 個人の場合
(「 申告所得税と消費税及び地方消費税 」 について未納のないことの証明)

納税証明書

(その 3 の 2 ・ 「 申告所得税 」 及び 「 消費税及地方消費税 」
について未納税額の無い証明用)

住所 (所在地)

氏名 (名称)

- 1 申告所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(資料5)

委 任 状

受任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

受任者使用印鑑

--

私は、¹農政局(管内事業(務)所を含む。)が発注する 建設工事契約 / 測量・建設コンサルタント等契約² に係る一般競争(指名競争)参加資格について、上記の者を受任者と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

記

委任期間³ 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

委任事項 1. 入札及び見積に関する一切の件
2. 契約締結並びに施工に関する一切の件
3. 代金の請求及び受領に関する一切の件
4. 保証金の納付及び還付に関する一切の件
5. 上記権限の範囲内における復代理人選任に関する件
(6. 共同企業体結成に関する一切の件⁴)

委任者 〒
住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録印

平成 年 月 日

¹農政局長 殿

(ご注意)

- 1 「」には、該当農政局名称を記載してください。
(東北・関東・北陸・東海・近畿・中国四国・九州のうち一つ。)
- 2 「建設工事契約」又は「測量・建設コンサルタント等契約」のどちらかを選択して不要部分は削除してください。
- 3 委任期間開始日は提出日を、委任期間満了日は当該資格の有効期限日(平成25年3月31日)以内の日を設定してください。
- 4 必要に応じて、共同企業体結成に関する件について記載してください。(省略可能)

東北農政局管内地方受付場所

下記の事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
津軽農業水利事務所	0173-42-7211	青森県つがる市木造萩野18 - 7
北奥羽土地改良調査管理事務所	0172-32-8457	青森県弘前市大字新寺町149 - 2
馬淵川沿岸農業水利事業所	0195-32-2121	岩手県二戸郡一戸町一戸字大越田98 - 6
和賀中部農業水利事業所	0197-71-7725	岩手県北上市和賀町長沼6地割131 - 1
いさわ南部農地整備事業所	0197-51-2201	岩手県奥州市水沢区中上野町3 - 2
北上土地改良調査管理事務所	019-641-6655	岩手県盛岡市青山四丁目11 - 1
土地改良技術事務所	022-295-5544	宮城県仙台市宮城野区幸町3丁目14 - 1
中津山農業水利事業所	0225-62-8730	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159 - 1
平鹿平野農業水利事業所	0182-35-7781	秋田県横手市大屋新町字大平99 - 39
西奥羽土地改良調査管理事務所	018-823-7801	秋田県秋田市山王7丁目1 - 3 (秋田合同庁舎)
最上川下流沿岸農業水利事業所	0234-42-3612	山形県東田川郡庄内町余目字滑石54 - 1
米沢平野農業水利事業所	0238-26-1610	山形県米沢市駅前3丁目1 - 19
阿武隈土地改良調査管理事務所	024-555-3780	福島県福島市笹谷字稲場38 - 7
庄内あさひ農地保全事業所	0235-58-1521	山形県鶴岡市下名川字村下102 - 2
赤川農業水利事業所	0235-29-1655	山形県鶴岡市馬場町5 - 29
隈戸川農業水利事業所	0248-44-4635	福島県西白河郡矢吹町八幡町409 - 1

関東農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住所
利根川水系土地改良調査管理事務所	04-7131-7141	千葉県柏市根戸471-65
西関東土地改良調査管理事務所	0537-35-3251	静岡県菊川市加茂2280-1
土地改良技術事務所	048-254-0511	埼玉県川口市南町2-5-3
両総農業水利事業所	0475-52-6262	千葉県東金市松之郷2333
北総中央農業水利事業所	043-444-5291	千葉県八街市に456-1
那珂川沿岸農業水利事業所	029-227-7571	茨城県水戸市中河内町960-1
神流川沿岸農業水利事業所	0495-24-3664	埼玉県本庄市北堀1700-2
印旛沼二期農業水利事業所	043-483-4401	千葉県佐倉市宮小路町28
中信平二期農業水利事業所	0263-40-5521	長野県松本市大字島立2167-5
大井川用水農業水利事業所	0547-37-3633	静岡県島田市中央町30-1

北陸農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住所
信濃川水系土地改良調査管理事務所	025-231-5141	新潟市中央区川岸町1丁目49-3
西北陸土地改良調査管理事務所	0761-21-9911	石川県小松市園町ホ85番地1
土地改良技術事務所	076-292-7900	金沢市新神田4丁目3番10号
佐渡農業水利事業所	0259-66-4440	新潟県佐渡市畑野甲533
新川流域農業水利事業所	0256-73-6200	新潟市西蒲区巻甲5488
柏崎周辺農業水利事業所	0257-24-5731	新潟県柏崎市南半田18番15号
九頭竜川下流農業水利事業所	0776-68-5500	福井県坂井市丸岡町愛宕2番
庄川左岸農地防災事業所	0763-32-1210	富山県砺波市幸町8-20

東海農政局管内地方受付場所

下記事業(務)所においても受付します。

事業(務)所名	電話番号	住 所
木曾川水系土地改良調査管理事務所	052-761-3191	愛知県名古屋市昭和区安田通 4-8 東海農政局安田庁舎 1 階
土地改良技術事務所	052-232-1057	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2
新矢作川用水農業水利事業所	0566-74-7327	愛知県安城市大東町 22-16
宮川用水第二期農業水利事業所	0596-31-0555	三重県伊勢市御園町新開 892
新濃尾農地防災事業所	0586-47-7720	愛知県一宮市八幡 5-1-14
西濃用水第二期農業水利事業所	0584-77-6541	岐阜県大垣市藤江町 2-128

近畿農政局管内地方受付場所

下記事業(務)所においても受付します。

事業(務)所名	電話番号	住所
大和紀伊平野農業水利事務所	0744-21-5100	奈良県橿原市城殿町459番地
淀川水系土地改良調査管理事務所	075-602-1313	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 56番地
淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	0794-87-3321	兵庫県三木市志染町三津田 1525
南近畿土地改良調査管理事務所	0747-52-2791	奈良県吉野郡大淀町下淵388-1
土地改良技術事務所	075-641-6391	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町 官有地

別紙 地方受付一覧表

中国四国農政局管内地方受付場所

下記事業(務)所においても受付します。

事業(務)所名	電話番号	住所
四国東部農地防災事務所	088-672-5252	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1
中国土地改良調査管理事務所	082-819-1617	広島市安佐北区可部2丁目6-15
四国土地改良調査管理事務所	0877-56-8260	丸亀市飯山町真時677-1
土地改良技術事務所	086-223-2777	岡山市北区桑田町1番36号
中海干拓建設事業所	0852-76-2171	松江市八束町江島1054-5
斐伊川沿岸農業水利事業所	0853-72-7440	島根県簸川郡斐川町大字莊原町105番地
岡山南部農業水利事業所	0866-93-1121	総社市中央1丁目5-35
香川用水土器川沿岸農業水利事業所	0877-59-7370	丸亀市飯山町川原1114-1 飯山市民総合センター3F
那賀川農地防災事業所	0884-23-3833	阿南市日開野町西居内456
高知三波川帯農地保全事業所	088-878-2455	南国市立田405
高瀬農地保全事業所	0889-20-0201	高知県高岡郡佐川町甲1591

九州農政局管内地方受付場所

下記事業（務）所においても受付します。

事業（務）所名	電話番号	住 所
筑後川下流農業水利事務所	0942-38-4325	福岡県久留米市津福今町 472-31
筑後川下流左岸農地防災事業所	0942-38-4326	福岡県久留米市津福今町 472-31
北部九州土地改良調査管理事務所	0942-27-2160	福岡県久留米市荒木町白口 891-20
有明海岸保全事業所	0952-22-4151	佐賀県佐賀市城内 2 丁目 10-20
筑後川下流白石平野農業水利事業所	0952-84-6152	佐賀県杵島郡白石町大字東郷 1612-3
土地改良技術事務所	096-367-0411	熊本県熊本市東町 4 丁目 5-7
玉名横島海岸保全事業所	0968-84-4151	熊本県玉名市横島町横島 2081
南部九州土地改良調査管理事務所	0986-23-1293	宮崎県都城市志比田町 4778-1
尾鈴農業水利事業所	0983-27-7411	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4
西諸農業水利事業所	0984-25-1236	宮崎県小林市大字堤 3020-5
曾於北部農業水利事業所	0986-28-5017	鹿児島県曾於市財部町南俣 667
肝属中部農業水利事業所	0994-40-9033	鹿児島県鹿屋市新川町 597
徳之島用水農業水利事業所	0997-85-5221	鹿児島県大島郡天城町天城 1511-1
沖永良部農業水利事業所	0997-93-1850	鹿児島県大島郡知名町知名 85